

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正

一 補助金制度の見直しに伴い所要の規定の整備を行うこと。（第十一条第一項及び第三項、第二十五条並びに附則第三条から第十二条まで関係）

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務のうち、同法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務以外の事務について、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長等が行うこととする。（第二十七条関係）

第二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定により都道府県知事の権限に属する事務について、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長等が行うこととする。（第四条関係）

第三 施行期日等

この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の規定を定めること。
(附則関係)